

臨時職員(保育士)募集要項

仕事の内容等	職種名	保育士 (一般職非常勤職員)
	勤務地	町立のこども園、保育園
	仕事の内容	こども園、保育園での保育業務 <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導 ・歌、遊戯指導 ・給食(年齢により離乳食)指導 ・年齢によりお昼寝指導 ・園外指導等
	必要な資格	保育士

労働条件	賃金	時給1,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・4週8休のシフト制の勤務者は、時給50円加算 ・早出・遅出出勤を含むシフト制の勤務者は、時給100円加算
	その他手当	通勤手当は、自宅から勤務地までの最短経路の距離が2km以上である場合に、距離に応じて町が定める額を支給(徒歩通勤者を除く)。
	賃金締切日	毎月末日
	賃金支払日	翌月21日
	昇給	なし
	賞与	なし
	加入保険	社会保険(健康・年金)、雇用保険、労災保険
	就業時間	8:30~17:00(休憩45分) ただし、週のうち1日は8:30~16:30 なお、園の状況により、本人の承諾を得たうえで、早出・遅出出勤を含むシフト制(午前7時からの早出出勤及び午後7時までの遅出出勤を含むシフト制のこと)で勤務していただくことがあります。
	任用期間	任用の日~平成32年3月31日
	休日等	土日祝日、年末・年始 なお、園の状況により、本人の承諾を得たうえで、土曜勤務を含む4週8休のシフト制で勤務していただくことがあります。
	有給休暇	年度(4月~翌3月)で10日付与 (年度途中の任用の場合は、任用月に応じた日数。)
	定年制	あり(67歳)
その他	欠格条項(地方公務員法第16条)に該当しない方 他に報酬を得る事業もしくは事務に従事することはできません。 その他、地方公務員法で定める服務に関する規定等が適用されます。	

選考方法等	求人数	若干名
	選考方法	書類選考及び面接
	応募方法	履歴書(写真貼付)及び保育士証の写しを総務課人事係に提出
	試用期間	あり(14日間、賃金額の変更無し)

問合せ先	事業所名	垂井町役場 総務課 人事係
	事業所所在地	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151(内線218)